

事務連絡  
令和2年5月1日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課（マスク等物資対策班）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 妊婦向けマスクの今後の取扱いについて

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り厚く御礼申し上げます。

妊婦向けマスクとしてお送りしたもののうち、一部、汚れが付着したものなどが含まれていた事案については、ご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。

厚生労働省においては、こうした事案を踏まえ、メーカーに対して生産体制の見直し及び検品体制の強化を求めてまいりました。

更に、国においても検品を徹底し、品質管理に努めてまいりました。

こうしたことを踏まえ、妊婦向けマスクの今後の取扱いについては、下記のとおりとさせていただきます。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただくとともに、内容についてご了知いただきますようお願い申し上げます。

各自治体、とりわけ市町村におかれましては、度々お手数をおかけすることとなり、大変申し訳ございませんが、何卒、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 第1 保管いただいている不良品以外のマスクの取扱いについて

4月21日付け事務連絡において、妊婦向けマスクのうち、妊婦の方々に配布していないものについては、全て配布を一時中断することとし、各市町村において保管いただいているところです。

今後、市町村の皆様において、確認に係る事務負担をかけることがないよう、国において検品作業を行うこととしますので、これらの保管いただいているマスクについても、お手数をおかけしますが、返送いただきますようお願いいたします。返送先については、決まり次第、ご連絡いたします。

ただし、各自治体において、既にマスクの確認を行っていただいております。返送が不要と判断される場合は、国に対する返送は不要であり、妊婦の方々に対して配布していただいても差し支えありません。

なお、「妊婦向けマスクの不良品における返送等について」（令和2年4月21日発出事務連絡）については、本事務連絡を以って終了とし、今後は本事務連絡に基づく返送とさせていただきます。

## 第2 今後のマスクの送付について

メーカーによる追加の検品及び国による検品がなされたマスクを5月中旬から送付することとしており、今後、送付の準備ができ次第、新たに送付させていただきます。

## 第3 既に妊婦の方へ配布済みのマスクについて

既に妊婦の方に対して配布済みのマスクについて、妊婦の方から安心して使用できないと感じられる方がおられた場合は、お手数をおかけしますが、第1と同様の返送先にお送りいただくか、または破棄していただき、第2のとおり、国から新たに送付するマスクを再度お渡しいたしますよう、お願い申し上げます。

(担当)

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課 予算係、母子保健係

Tel:03-5253-1111

(内線 4975、4977、4978)

Fax:03-3595-2680

E-mail:ninpu-mask@mhlw.go.jp